

<報道発表資料>

令和4年3月11日

新型インフルエンザ等対策特別措置法第31条の6第1項に基づく営業時間の短縮等の要請について

埼玉県では、まん延防止等重点措置として県内に所在する飲食店等の施設管理者に対して、営業時間の短縮等の要請を行っています。

大多数の飲食店等の皆様には御協力をいただいているところですが、残念ながら御協力いただけない店舗があるため、電話や文書等により協力をお願いしているところです。

昨日、次のとおり新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく要請（行政指導）を行いましたので、お知らせいたします。

1 実施日

令和4年3月10日（木曜日）

2 実施方法

要請に応じていただけない店舗の施設管理者宛て行政指導の文書を郵送

3 対象者数

7店舗（県職員等による調査結果）
（さいたま市1店舗、所沢市3店舗、新座市1店舗、幸手市1店舗、朝霞市1店舗）

4 要請内容

まん延防止等重点措置期間が終了するまでの間、以下の要請に応じること。

	彩の国「新しい生活様式」安心宣言飲食店+（プラス）認証店			非認証店
	ワクチン・検査パッケージ登録店		ワクチン・検査パッケージ未登録店	
	適用店	非適用店		
証明書の確認	あり 接種証明又は陰性証明	なし 未接種・未検査 又は証明書不携帯等	確認不要	
営業時間	午前5時～午後9時		午前5時～午後8時	
酒類提供	午前11時～午後8時30分	終日、提供を自粛（飲酒の機会を設けない）		
人数上限	上限なし	同一グループ、同一テーブルで4人以内 （披露宴等については1テーブルで4人以内）		

5 その他

誹謗中傷行為等が起きないようにするため、店舗の名称・所在地等は非公表としています。